

指定居宅介護支援事業所 んくもり 運営規程

第1条（趣旨）

この規定は、社会福祉法人清風会が設置する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という)及び事業所が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条（事業の目的）

本事業は、事業所の介護支援専門員が要介護状態及び経過的状态にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供する事を目的とする。

第3条（運営の方針）

- ① 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者が可能な限り居宅において、その者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう配慮しなければならない。
- ② 事業所の要介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しなければならない。
- ③ 事業所の介護支援専門員は、居宅介護支援を行うにあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に侵することのないよう、公正中立に行わなければならない。
- ④ 事業所の介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整その他の便器の提供を行い、介護保険施設への入所を希望する場合にあつては、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- ⑤ 事業の実施にあたっては地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第4条（名称及び所在地）

- (1) 名 称 居宅介護支援センターんくもり
- (2)所在地 市原市平田 1428 番地

第5条（職員の職種、員数及び職務内容）

- ① 当事業所は、常勤の管理者を一名配置し、介護支援専門員を一名以上配置するものと

する。

- ② 介護支援専門員は利用者からの相談を受ける。
- ③ 介護支援専門員は居宅サービスの作成、変更を行う。
- ④ 介護支援専門員は居宅サービス計画に基づくサービス提供にかかる連絡調整を行う。

第6条（営業時間及び休日）

- ① 事業所の営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ② 事業所の休業日は、次のとおりとする。
 - i 土・日曜日
 - ii 12月31日から翌年の1月3日までの日

第7条（サービス提供方法及び内容）

- i 利用者の相談を受ける場合、サービス担当者会議の開催場所は社会福祉清風会の運営する、在宅介護支援センター相談・会議室とする。
- ii 使用する課題分析法の種類は、「居宅サービス計画ガイドライン」とする。
- iii 利用者への訪問頻度は最低1ヶ月に1回とし、利用者の状況、居宅サービス実施状況の確認をする。

第8条（利用料金）

利用料の額は介護報酬の告知上の額とする。

第9条（通常の事業の実施地域）

事業の実施地域は、市原市内 ・ 千葉市東南部地域 ・ 袖ヶ浦市北部地域とする。

第10条（その他の費用の額）

第9条に定める事業の実施地域を越えて行う指定通所介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額を徴収する。

- i 1kmあたり 100円
- ii 記録物の複写費 10円
- iii 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

第11条（研修）

居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。また、研修受講後は記録を

作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、報告を行うものとする。

第 12 条（秘密の保持）

職員は、職務上知りえた利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

第 13 条（事故発生時の対応）

介護支援専門員は、利用佐に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 14 条（苦情・ハラスメント処理）

- ① 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその後家族等からの苦情やハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。
- ② 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問 若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は 助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ③ 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス又は指定地域密着型サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し 必要な援助を行うものとする。
- ④ 事業所は、指定居宅介護支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した指定居宅介護支援に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な 改善を行うものとする。

第 15 条（虐待防止に関する事項）

- ① 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
 - i 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - ii 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - iii その他虐待防止のために必要な措置

- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第16条（感染症に関する事項）

- ① 感染症に関する研修を行う
- ② 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ③ 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。
- ④ 事業所は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

第17条（事業継続計画）

業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

第18条（衛生管理）

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

第19条（その他運営に関する重要事項）

- i ご利用にあたっては、介護保険被保険者証を確認する。
- ii 業務の都合等により、居宅サービス計画の作成をお断りする場合があるが、その際は、他の居宅介護支援事業所を紹介する。
- iii この規程に定める事項のほか、運営に関する必要事項は、社会福祉法人清風会と事業所の管理者との協議において定めるものとする。

附則

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。